



2022年8月24日

各 位

会 社 名 テスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 石脇 秀夫
(コード：5074 東証プライム)
問合せ先 専務取締役 管理本部長 山本 一樹
(TEL：06-6308-2794)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月24日開催の取締役会において、2022年9月29日開催予定の当社第13期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

(1) 第16条の変更及び附則の新設について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

(2) 第23条の変更について

取締役会議長の柔軟な人選を行うことにより、取締役会の実効性をさらに高めることを目的として、取締役会の招集権者及び議長を取締役会の決議で選定できるよう、現行定款第23条(取締役会の招集権者及び議長)を変更するものであります。

2. 定款変更の時期

定款変更のための株主総会開催日：2022年9月29日

定款変更の効力発生日：2022年9月29日

3. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="180 277 783 353"><u>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p data-bbox="180 360 783 591">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="427 651 536 680">(新 設)</p> <p data-bbox="180 1070 671 1099">第23条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p data-bbox="180 1115 772 1191">取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="180 1243 772 1352">2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="427 1413 536 1442">(新 設)</p>	<p data-bbox="1059 277 1168 306">(削 除)</p> <p data-bbox="810 651 1142 680"><u>第16条（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="810 696 1406 806">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="810 822 1406 1010">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="810 1070 1302 1099">第23条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p data-bbox="810 1115 1406 1225">取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="810 1243 1406 1352">2 <u>前項</u>の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="821 1413 924 1442"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="821 1458 1406 1646">1. <u>令和4年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="821 1662 1406 1812">2. <u>本附則は、令和4年9月1日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上